

○「上ノ国町新型インフルエンザ等対策行動計画」改定について (概要版)

1. 計画改定の経緯

◆新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に規定される市町村行動計画として平成27年9月に「上ノ国町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定。

◆新型コロナウイルス感染症の対応や課題を踏まえ、令和6年(2024年)7月に「政府行動計画」が10年ぶりに改定。令和7年(2025年)3月に「北海道行動計画」を改定。

上記計画が改定された事を受け、町計画においても改定するもの

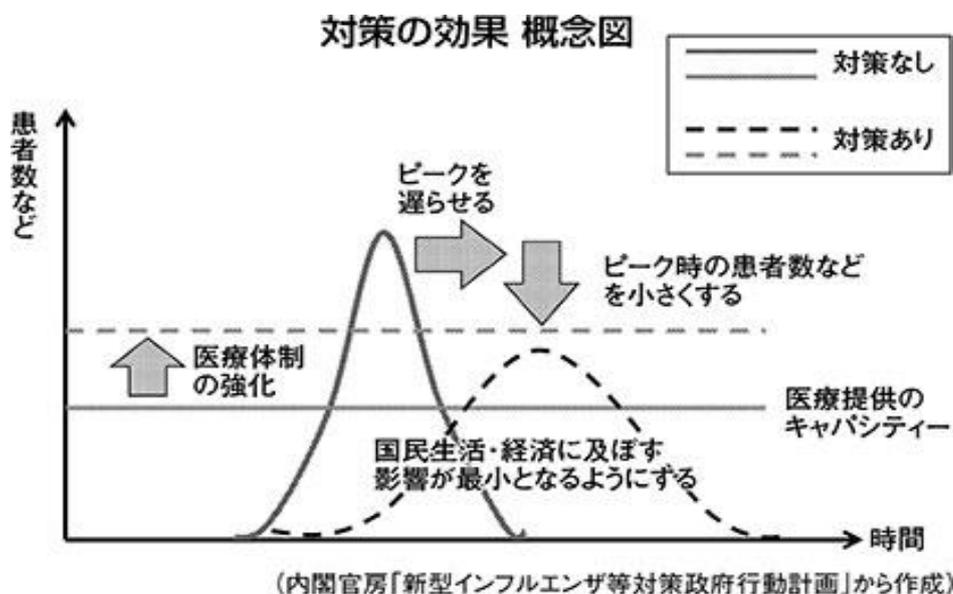
※「政府行動計画」は今後おおむね6年ごとの改定予定

2. 計画の目的

①感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する

- ・平時から医療提供体制の整備を推進し、適切に医療を提供し、重症者や死亡者を最小限にとどめる。
- ・感染拡大のピークを遅らせることや、ピーク時の患者数を少なくすることで、医療提供体制の負荷を軽減させる。

②住民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする



3. 現計画からの変更点

過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験をふまえ、有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図る

記載項目	現計画	改定計画
対象疾患	新型インフルエンザ	新型インフルエンザや新型コロナ以外の呼吸器感染症も含む
対策項目	5項目 ①実施体制 ②情報収集・提供・共有 ③予防・まん延防止 ④医療 ⑤住民生活及び地域経済の安定の確保	7項目 ①実施体制 ②情報提供・共有 ③まん延防止 ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保
発生段階の考え方	1. 未発定期 2. 海外発定期 3. 国内発定期 4. 国内感染期 5. 小康期	準備期（発生前の段階：平時） 初動期（感染症が発生した段階） 対応期（発生から通常の感染症対策に移行するまで）



各対策項目

対策項目	計画における主な施策	
	準備期（平時）	初動期・対応期
①実施体制	関係機関の連携、行動計画の作成 発生に備えた訓練	全庁的な対応（人員体制）、予算の確保 町対策本部の設置
②情報提供・共有	感染症に関する情報提供、相談受付	感染状況等のきめ細かい情報提供、 相談窓口の設置
③まん延防止	基本的感染対策の普及啓発、 医療関係団体との連携	国・道からの要請を受け対応の準備と協力
④ワクチン	予防接種に必要な資材の確認、 接種体制の構築、 DX推進による接種記録等の整備	予防接種に必要な資材の確保、 接種会場及び医療従事者の確保、 予防接種に係る情報提供
⑤保健	感染症危機に備えた保健所との連携	道の要請により必要な協力を実施 （感染者の健康観察等）
⑥物資	感染症対策物資等の備蓄	備蓄品の点検及び配置、配置状況管理
⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保	情報共有体制の整備 火葬体制の確認	住民の生活及び社会経済活動の両方の安定を確保